

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第8条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法等の一部を改正する等の法律附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項及び青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第6管理期間）第4の3の（1）に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和2年12月11日  
青森県知事 三村申吾

#### 記

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類  
くろまぐろ
- 2 管理期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 知事管理量に対する採捕の数量の割合（11月末日現在）

[	30キログラム以上の大型魚	76.4%
	（採捕の数量449.2トン／知事管理量588.0トン）	
]		
[	30キログラム未満の小型魚	88.5%
	（採捕の数量309.7トン／知事管理量350.1トン）	
]		
- 4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期  
未定（漁場形成等が例年異なり、推定することが困難であるため）